

(平成25年8月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の母親が、私が会社を退職した昭和48年頃、集金人に勧められて私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、私は転職後の会社の給料を全て母親に渡していたので、その中から母親が集金人に未納が無いように納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、その母親が納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の任意加入被保険者の被保険者資格の取得日から、同年10月と推認でき、その時点において、申立期間は保険料を現年度納付により納付することができる期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその母親は、自身も国民年金に任意加入している期間があるほか、国民年金の加入期間については全ての保険料を納付しているなど、保険料の納付意識が高かったと考えられ、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月3日は39万1,000円、同年12月3日は84万8,000円、21年7月10日は57万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月3日
② 平成20年12月3日
③ 平成21年7月10日

私がA社から支給された申立期間の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与の記録が無い。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書から、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は39万1,000円、申立期間②は84万8,000円、申立期間③は57万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与の支給を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月から同年6月18日まで
② 昭和26年11月1日から同年12月1日まで
③ 昭和27年5月1日から28年3月9日まで
④ 昭和28年9月17日から同年12月まで

私は、大学に通いながら、C基地のD職として、昭和26年1月から3年間勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、現在、C基地を管轄するB事業所が保管する申立人の登録票から、申立人は、当該期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が自身と同職種であったと述べている実兄は、上記登録票により、当該期間においても在籍していたことが確認できるところ、オンライン記録により、当該期間においてもA事業所において厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、B事業所は、上記登録票から在籍が確認できる期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、厚生年金保険料を控除していたと思われる旨回答している。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和26年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①、③及び④について、申立人の具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がC基地に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、申立人の申立期間①、③及び④における登録票は無い旨回答している。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、照会することができず、C基地及びその周辺基地で適用事業所となっていたA事業所、E事業所及びF事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①、③及び④における被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間は、同社に継続して勤務していた。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事カード、同社の社史、「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、上記の社史により、同社C工場は同年4月に移転した旨の記載が確認できる上、前述の労働組合の解散に係る文書により、申立人を含む同社C工場の23人の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合へ編入した旨の記載が確認できる

ことから判断すると、同社C工場は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月10日の標準賞与額の記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の賞与の記録の記載がなかった。賞与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。

調査の上、申立期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するB市発行の平成16年度市民税・県民税特別徴収税額通知書（平成15年分の収入等に基づく通知書）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通知書から推認できる厚生年金保険料控除額により、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月30日から同年6月1日まで

私は、B社に入社した時から同社C営業所に継続して勤務していたが、同社C営業所が独立し、A社として会社が設立された際の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間の給与明細書を提出するので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A社が保管する月別給与一覧表及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所となっていないが、履歴事項全部証明書により、申立期間においても同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められ

る上、事業主は、申立期間の厚生年金保険料の納付は行っていないと回答していることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、76万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

私は、平成6年11月1日からA社に勤務しているが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び申立人が所持している銀行口座に係る普通預金元帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び普通預金元帳の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、76万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8572

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年9月26日まで
A社に勤務していた期間において、給料が減額になったことは一度もない上、厚生年金保険料も変化がなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が前年に比べて低くなっている。
調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日の平成3年2月28日（その後、平成3年3月1日に変更）より後の同年4月4日付けで、遡及して26万円に引き下げられている上、同日において、同僚23人についても、その標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年10月までの期間及び49年3月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年10月まで
② 昭和49年3月から57年9月まで

昭和47年7月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれた。その際発行された国民年金手帳についての記憶は無いが、現在は、再発行されたオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の母親又は祖母が、家に来ていた自治会の納税組合長に家族の保険料と一緒に納付してくれていたが、保険料の月額等については分からない。

私は、昭和58年9月に、就職した職場の年金担当の職員から、11か月分の国民年金保険料の未納があると説明され、57年10月から58年8月までの保険料をまとめて納付したので、57年9月以前には、未納期間は無かったと思っていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親及び祖母は既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和47年7月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を町役場で行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加

入被保険者の資格取得日から、57年9月ないし同年10月と推認されることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

さらに、前述の推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間①及び②の大半は時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間②については、i) 前述の推認される国民年金の加入手続時点において、当該期間のうち、昭和55年7月から57年9月までの国民年金保険料を納付することは可能であるが、申立人は、母親から当該期間の保険料を遡ってまとめて納付したという話を聞いた記憶が明確でないこと、ii) 特殊台帳において、昭和57年度に「納付書発行」の記載が認められ、当該期間に未納期間があったことがうかがえること、iii) 当該期間は、103か月の長期にわたっており、これだけの期間について行政機関が続けて事務処理を誤る可能性は低いことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成3年3月まで

私は、結婚後の平成3年10月頃、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続を行った際に、役所の窓口で、「未納分を納付しなければ、年金が全額受給できない。」と言われたので、数日後に未納分の国民年金保険料を一括して30万円ぐらい納付したことを憶えている。そのお金は、元夫が用意してくれたものであるが、実際の納付は、私か元夫のどちらが行ったのか憶えておらず、その納付方法も憶えていない。

申立期間が、国民年金保険料の未納期間及び還付金の充当期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年10月頃に、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しており、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳に到達した被保険者の保険料の納付開始日から、同年10月ないし同年11月頃と推認されるが、その時点で、申立期間のうち、昭和63年3月から平成元年8月までの保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の加入手続時期以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人は、その記述内容から、平成3年9月以降にA市に居住していたときに発行されたものと推認できる現在所持している手帳以外の手帳を所持していた記憶はないと述べている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して30万円ぐらい納

付したと述べているが、i) 前述の申立人の加入手続時点において、時効にかからない平成元年9月から3年10月までの保険料を納付した場合の納付金額と乖^{かい}離していること、ii) オンライン記録によると、元年11月から2年3月までの期間については、3年11月から4年3月までの国民年金第3号被保険者期間の保険料が充当され、4年1月10日に差額保険料が還付されていることが確認できることから申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7098

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 2 月まで

私は、昭和 27 年春頃、郷里の A 県から、同郷の人が経営する B 市の飲食店で勤めるために転居してきた。その後、33 年頃に同店の同市内の支店に異動し、39 年頃まで同支店で勤めていた。国民年金は、同支店で勤めているときに、上司から勧められたので将来のことを考えて、同市の支所（当時）で加入手続を行った。

私は、加入手続後、申立期間の国民年金保険料を、当該期間当時勤めていた飲食店に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、上司に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、加入手続を行った時期や、集金人に払っていた保険料額及びその集金人が来ていた周期などを憶^{おぼ}えていないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、支店に勤めていた昭和 39 年頃までに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、40 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、特殊台帳によると、「取得年月日ー種別」欄に「400305ー1」（40 年 3 月 5 日ー強制）と記載されており、オンライン記録においても、同年同月前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、当該期間は国民年金に未加入で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の主張する加入手続時期から申立人の手帳記号番号が払い出された時点までを通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年1月まで

私の母親は、平成5年2月に、地域の市民センターで私の国民年金及び国民健康保険の両方の加入手続を行った際に、職員から会社を退職して厚生年金保険の資格を喪失した月である4年10月まで遡及することになると言われ、同年同月付けで国民年金の被保険者資格を付与された。

平成7年2月に社会保険事務所（当時）から、申立期間を含む過去の未納分の納付書が郵送されてきたので、母親が、当該社会保険事務所に問い合わせたところ、当該期間の国民年金保険料を納付しないと4年10月以前の厚生年金保険被保険者期間分の年金も受給できなくなると言われたので、私は郵便局で当該期間の国民年金保険料を一括して納付した。

私の年金手帳にも「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の欄に「平成4年10月1日」と記載されているにもかかわらず、国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年2月、その母親が、申立人の国民年金及び国民健康保険の両方の加入手続を行った際に、4年10月まで遡及して被保険者資格を付与され、その後、7年2月に申立期間を含む過去の未納分の国民年金保険料を郵送されてきた納付書により一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金加入手続時期は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が付与された国民年金任意加入被保険者等の被保険者資格記録等から、6年11月ないし7年1月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、20歳到達前の「平成4年10月1日」と記載されているものの、申立

期間は、申立人が 20 歳到達前の期間であり、制度上、国民年金に加入することができない期間である上、申立人が申立期間当時居住していた市の市役所又は管轄社会保険事務所が 20 歳に到達する前の期間の納付書を送付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年6月1日まで
私は、昭和26年4月1日から28年4月9日までA社に正社員として採用され、B事業に従事していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が昭和26年から在籍していたと回答している同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社のB事業に従事していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の社員録に申立人の名前が無いため正社員としての在籍は確認できない。また、臨時社員の記録は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録のある8人全員が死亡又は住所不明のため照会できない上、申立期間直後に被保険者資格を取得した複数の同僚が、「私は、申立期間においてもB事業に従事していた。」と述べているものの、厚生年金保険料控除について供述を得られなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和27年6月1日となることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月15日から21年1月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和23年11月1日から24年1月1日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の事業所に係る記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月15日から21年1月1日まで
② 昭和21年7月1日から同年9月1日まで
③ 昭和23年11月1日から24年1月1日まで

申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録照会回答票によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和20年8月15日になっているが、当該期間は、同社の工場へ出勤し、B業務及びC業務を行っていたので、資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

申立期間②について、D社（後に、E社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和21年9月1日となっているが、入社は同年7月1日であり、資格取得日に係る記録を訂正してほしい。

申立期間③について、当該期間は、D社の厚生年金保険被保険者期間となっているが、昭和23年11月1日にF社G支店に入社しているので、当該期間を、D社に係る被保険者期間からF社G支店に係る被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が勤務していたとするA社は既に解散しており、事業主は所在不明である上、同僚からも申立人の申立期間①における勤務

状況に係る供述を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立人の被保険者資格喪失日は昭和20年8月15日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和21年7月1日から23年10月末までD社に勤務していたと述べている。

しかしながら、D社は、既に解散している上、事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、D社は、昭和21年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所となっていない上、同日に被保険者資格を取得した複数の者が入社時期は同年7月より前であると述べているものの、これらの者から厚生年金保険料の控除が確認できる資料の提供は無い。

さらに、D社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において申立人の被保険者資格取得日は、昭和21年9月1日、同資格喪失日は24年1月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人が所持するF社G支店に係る辞令及び昭和23年分源泉徴収票から、期間の特定はできないものの、申立人は、24年1月より前から同社G支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の源泉徴収票では社会保険料の控除は確認できず、F社G支店における複数の同僚は、それぞれの記憶する入社時期よりも1か月から5か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、見習期間や試用期間があったと思う旨述べていることから、当時、同社G支店においては、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、前述の複数の同僚から、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない上、F社G支店は、「資料廃棄済みのため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人に係る入社年月日及び保険料控除について確認することはできない。

一方、申立期間③は、D社に係る厚生年金保険の被保険者期間となっているところ、前述のとおり、同社は既に解散しており、事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない上、申立人と一緒に入社し、寮も同室だったと述べている同僚（昭和23年12月20日資格喪失）は、自身と申立人のどちらが先に退職及び退寮したか記憶しておらず、このほか、複数の同僚からも、申立人の退職日に係る証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立人の申立期間③における厚生年金保険の事業所に係る記録の訂正は必要ない。

関東神奈川厚生年金 事案 8575 (事案 3984 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から同年11月までの期間、54年2月から同年11月までの期間、55年4月から56年6月までの期間、63年2月から平成2年9月1日までの期間、6年12月16日から10年2月までの期間及び同年2月から11年8月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成2年9月1日から6年12月16日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年11月まで
② 昭和54年2月から同年11月まで
③ 昭和55年4月から56年6月まで
④ 昭和63年2月から平成10年2月まで
⑤ 平成10年2月から11年8月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③及び④はC社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間⑤について、厚生年金保険の記録によると、私のD社における被保険者期間は平成7年1月20日から8年4月25日までの期間となっているが、私が同社に勤務していたのは、10年2月から11年8月までであるので、同社に係る被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③に係る申立てについては、申立人は、当該期間と一部重複する昭和55年10月から56年8月までの期間において、B社における厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てていたところ、i) 同社が、当該期間において申立人が勤務していたか不明であ

る旨回答している上、雇用保険の被保険者記録においても、当該期間の加入記録は確認できないこと、ii) 同社に係るオンライン記録から当該期間に加入記録のある同僚に照会したものの、申立人が勤務していたことを記憶する者はいないこと等から、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成22年9月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③において、C社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間③において、申立人は、C社が加入していた厚生年金基金の加入員記録が無い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立期間③に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

これは年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間④に係る申立てについては、申立人は、当該期間のうち平成元年2月から2年9月1日までの期間において、C社における厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと申し立てていたところ、i) 雇用保険の記録とオンライン記録が一致していること、ii) 同社が、当時はアルバイトでも雇用保険に加入させていたが、申立人は雇用保険にも加入していないため、同社には勤務していなかったと思われる旨回答していること、iii) 当該期間において同社が加入していた厚生年金基金の加入員記録が無いこと等から、既に年金記録確認E地方第三者委員会の決定に基づく22年9月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間の始期と終期を変更し、昭和63年2月から平成10年2月までの期間において、C社の被保険者であったと認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立期間④のうち、平成2年9月1日から6年12月16日までの期間については、既に、オンライン記録により、申立人のC社に係る被保険者記録が確認できる。

また、申立期間④のうち、昭和63年2月から平成2年9月1日までの期間及び6年12月16日から10年2月までの期間について、申立人は、C社が加入していた厚生年金基金の加入員記録が無く、これは、オ

ンライン記録と一致している上、同社に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、平成7年1月20日から8年4月25日までの期間において、D社に係る被保険者となっている上、6年12月16日から7年1月20日までの期間及び8年4月25日から10年2月までの期間においては、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

これは年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間④のうち、昭和63年2月から平成2年9月1日までの期間及び6年12月16日から10年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間④のうち、平成2年9月1日から6年12月16日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

- 3 申立期間①について、当該期間においてA社における被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認したところ、申立人を記憶する者はいない上、同社は、当該期間における申立人の在籍は不明としている。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人がA社に勤務していたことは確認できない。

さらに、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社は、当該期間における申立人の在籍は不明としている。

また、雇用保険の被保険者記録においても、申立人がB社に勤務していたことは確認できない。

さらに、申立期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、整理番号に欠番は無い。

申立期間⑤について、D社は、当該期間における申立人の在籍は不明としている上、雇用保険の被保険者記録において、申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立期間⑤において、申立人は、D社が加入していた厚生年金基金の加入員記録が無い。

さらに、申立人は、平成7年1月20日から8年4月25日までの期間においてD社に係る被保険者となっているところ、当該被保険者期間は申立人の同社における厚生年金基金の加入期間及び雇用保険の被保険者

期間と一致する。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月頃から30年5月頃まで
私がA社（現在は、B社）にC職として勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の同僚の被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社において、申立期間の前後を通じて被保険者資格が継続している複数の同僚が、申立人を知らない旨供述していることから、申立人の勤務期間について確認することができない。

また、上記同僚のうち、複数の者が、その記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない上、A社には見習期間があった旨述べていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、B社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料納付は不明である。」と回答しており、A社の当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8577 (事案 8242 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月頃から 17 年 6 月頃まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたところ、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

今回、平成 16 年の給与所得の源泉徴収票を提出するので、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないこと、B市が保管している平成 18 年 (17 年支給の給与に係るもの) の給与支払報告書から、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できること、申立人は国民健康保険に 16 年 8 月から加入していることなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会 (当時) の決定に基づく 25 年 2 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A社に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票を提出して、申立期間の厚生年金保険料の控除があったと主張している。

しかしながら、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、A社に係る給与の支払金額に見合う厚生年金保険料を含めた社会保険料額より低額である。

また、B市の回答により、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認でき、申立人は、国民健康保険料を申立期間前の平成 16 年 9 月から遅滞なく納付し年末調整時に申告していたと述べてい

る。

これは年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8578 (事案 503 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 17 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給していないにもかかわらず、支給済みとされているため、記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。

しかし、私は、会社を退職するときに、脱退手当金について説明を受けたことや手続を行ったことが無く、脱退手当金を受給していないので、第三者が受け取っていると思う。

新たな資料は無いが、再度調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金に係る申立てについては、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同ページに記載されている女性 18 人のうち、17 人に脱退手当金の支給を表す「脱」表示があり、脱退手当金の支給記録も確認できることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性があると考えられること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 6 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 1 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料を提出することなく、脱退手当金は受給していないと主張するとともに、第三者が受け取ったと思うとも主張している。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることからこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならぬ事案となる。

今回の申立てにおいて、改めて年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾や脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかについて、検証を行ったところ、申立人の資格喪失月である昭和 37 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たしている者 39 人のうち、申立てに係る事業所において被保険者資格を喪失した後に別の事業所で同資格を取得している 1 人を除く 38 人には脱退手当金の支給記録が確認できること、当該 38 人のうち 37 人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があり、表示の無い 1 人についても、その者の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答した回答日が記載されていること、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の同年 6 月 25 日に法定支給額どおりの脱退手当金が支給決定されていることが再確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が無く、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人の被保険者記号番号は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間後に勤務した C 社及び D 社では別の番号となっており、脱退手当金が支給されたために番号が異なっているのが自然である。

さらに、申立人は、第三者が脱退手当金を受け取ったと思うとも主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、申立事案に係る違法性の有無について判断する権限は付与されておらず、この点についての判断はしない。

このほかに、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年6月1日から39年3月1日までの期間及び48年7月7日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、平成14年7月31日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月1日から39年3月1日まで
② 昭和48年7月7日から同年8月1日まで
③ 平成14年7月31日から同年8月1日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社C事業所に、申立期間③はD社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

納得できないので、調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が申立期間①より後に勤務したB社が保管する人事データ及びA社の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかし、申立期間①当時のA社の事業主を含む役員及び社会保険担当者は既に亡くなっているため、申立人の申立期間①における保険料控除について確認することができない。

また、申立人を記憶している同僚は、「申立人は、入社した時は見習であり、当時、入社してもすぐに退職する人もいたので、事業主は、申立人を社会保険にはすぐに加入させず、様子を見ていたのではないかと思う。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の

記載が無い上、申立期間①において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間①において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 46 年 4 月 26 日から 48 年 7 月末まで B 社 C 事業所に勤務していたと主張している。

しかし、B 社は、「申立人に係る人事データによると、申立人は、昭和 48 年 7 月 6 日に退職している。」と回答しており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録と符合している。

また、B 社は、「申立人が昭和 48 年 7 月 6 日に退職していることから、同年 7 月 7 日を資格喪失日として届け出た。」と回答しているところ、申立人が所持する昭和 48 年 8 月の賃金明細書によると、申立人は、同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B 社 C 事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 48 年 7 月 7 日に被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人が所持する平成 14 年 8 月の給与明細書により、申立人は、D 社において、同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法では、第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、雇用保険被保険者記録では、申立人の離職日は、平成 14 年 7 月 30 日となっており、オンライン記録と符合する。

また、D 社は、「申立人に係る退職者名簿から、申立人は、平成 14 年 7 月 30 日に退職している。」と回答している。

さらに、E 健康保険組合は、「申立人に係る被保険者台帳から、申立人は、昭和 57 年 4 月 27 日に被保険者資格を取得し、平成 14 年 7 月 31 日に同資格を喪失している。」と回答しており、オンライン記録と一致している上、同組合は、「厚生年金保険と健康保険に関する各種届出用紙は、複写式だった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 49 年 1 月から 52 年 12 月まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 63 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において適用事業所でないことが確認できる上、上記の同僚の資格取得日は、同社が適用事業所となった日と同日である。

また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人のB社における具体的な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶していない上、一緒に入社したとする同僚の姓のみしか記憶していないことから、同僚に照会することができず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から28年7月1日まで
② 昭和29年11月1日から35年10月21日まで

申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給されたことになっているが、申立期間①より前に勤務した2事業所の被保険者記録はあるのに、申立期間①及び②のみ脱退手当金が支給されたこととなっているのは納得できないし、脱退手当金を受給した覚えも無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約8か月後の昭和36年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金が支給されたと記録されている期間と、未請求となっている期間に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、別の県の管轄の異なる社会保険事務所（当時）において、別の厚生年金保険被保険者手帳記号番号で管理されていたことから、申立期間①より前に勤務した2事業所の被保険者期間が未請求となっていることについて不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8582

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から34年4月1日まで
日本年金機構からの通知によると、A社に勤務した期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。
私は、脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年5月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和44年10月まで年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和34年4月1日）の前後約3年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者4人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、3人に支給記録があり、このうち2人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されているほか、昭和37年7月に脱退手当金の支給決定が行われている同僚は、「脱退手当金の請求手続は会社が行い、脱退手当金は、会社から退職金と一緒に支給された。」と供述していることを踏ま

えると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 47 年 2 月頃から 48 年 7 月頃まで

私は、申立期間①においてA店、申立期間②においてB社に勤務し、Cの仕事をしていたが、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A店を経営していたD社（現在は、E社）は、平成9年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、D社の当時の事業主及び申立人が記憶する複数の同僚も、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、E社は、「当社が厚生年金保険に加入する前の期間については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、E社は、「当時の資料は無い。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人が記憶する複数の同僚に照会したものの、申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が記憶するB社の所在地及び事業主の姓が、同社に係る商業登記簿謄本における記載と一致することから、期間は特定

できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は既に解散している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないため、申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。